

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための期日取消等について

千葉地家裁管内の裁判所における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための期日取消等に関し、4月8日付け及び5月1日付けのお知らせをしたところですが、千葉県について緊急事態宣言の期間が延長されたこと等を踏まえ、同月16日から同月31日までの間に実施される予定であった期日についても、原則として、同様に取り扱われることとなります。

なお、事態が長期化している中での迅速な裁判の要請や早期の権利実現の必要性等を踏まえ、4月8日付けお知らせにおいては実施することとされていない事件のうち、現時点において緊急性が高い事件については、緊急事態宣言下における人の移動や接触をできる限り減らす要請にこれまでどおり応えつつ、その一部について期日を実施します。業務の実施に当たっては、「3つの密」の回避等の上記感染症拡大防止策を講じます。